

八千代市空家リフォーム費補助金交付要綱の実施に係る取扱要領

令和4年5月13日

(目的)

第1条 この要領は、八千代市空家リフォーム費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(補助対象工事)

第3条 要綱第2条第1項第2号の市長が別に定めるリフォームは、別表1に掲げる工事とする。

(重点地区)

第4条 要綱第2条第1項第5号の市長が別に定める地区は、別表2に掲げる地区とする。

(現地調査等)

第5条 市長は、要綱第7条第1項の規定による八千代市空家リフォーム費補助金交付申請書の提出があった場合は、規則第4条第1項の規定に基づき現地調査等を行い、補助事業が適正であるかどうか確認しなければならない。

2 市長は、要綱第12条第1項の規定による八千代市空家リフォーム費補助金実績報告書の提出があった場合は、規則第13条第1項の規定に基づき、現地調査等を行い、リフォームが完了したことを確認しなければならない。

(事業の取下げ)

第6条 補助対象者は、要綱第9条第1項に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに八千代市空家リフォーム費補助事業取下げ届出書（要領第1号様式）を市長に提出するものとする。

(処分の承認)

第7条 補助対象者は、要綱第15条に規定する期間内に、補助事業に係る登録空家を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し

付け又は担保に供することをいう。以下同じ。)しようとするときは、規則第21条に規定する市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に際し、既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を条件として付することができる。

3 前項の規定により補助金の返還を求める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 空き家対策総合支援事業事務処理要領（平成28年3月31日国住整第43号国土交通省住宅局長通知）第3章第4節第38及び別表第5の規定に基づき算定された国庫納付額相当額（以下「国庫納付額相当額」という。）

(2) 交付を受けた補助金の額から国庫納付額相当額を除いて得た額に、別表3左欄の補助事業が完了した日からの経過年数に応じ、同表右欄の返還の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

4 次に掲げる事由により登録空家に居住することが著しく困難となった場合において、登録空家を処分することについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、第2項の規定により補助金の返還を求める額は、国庫納付額相当額とする。

(1) 天災その他避けることのできない事故

(2) 補助対象者の病気、負傷、障害又は死亡

(3) その他市長が特に認める事由

附 則

この要領は、令和4年5月13日から施行する。

別表 1 (要領第 3 条)

	部位	対象となる工事	対象としない工事
建築工事	屋根	葺替え, 塗装工事等	(1) 家具 (造付け家具を除く。), 備品等の購入及び設置に係るもの (2) 外構工事等 (3) 他の補助金, 助成金又は支給金を受ける工事 (4) 登録空家を除却し同敷地に新たに住宅等を建築する際の工事
	外壁, 軒裏等	張替え, 塗装工事等	
	外部建具	既設建具の改修又は新設工事	
	床, 壁, 天井等	それぞれの部位の張替え, 塗装工事等	
	内部建具	(1) 既設取替え又は新設工事 (2) 造付け家具, 建具枠等の造作工事	
	その他	(1) 間仕切り壁の変更等に伴う工事 (2) バリアフリー化に係る工事	
機械設備工事	配管	(1) 既設配管の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化等による既設配管の取替え工事 (3) 機器の取替え又は新設に伴う配管工事	(1) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの (2) 下水道接続工事 (3) 屋外に外流しを設置する工事等 (4) 他の補助金, 助成金又は支給金を受ける工事 (5) 登録空家を除却し同敷地に新たに住宅等を建築する際の工事
	機器	(1) 機器の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化, バリアフリー化又は機能向上のために行う便所, 台所, 浴室等の機器の取替え又は新設	
電気設備工事	配線等	(1) 既設配線等の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化等による既設配線等の取替え工事 (3) 機器の取替え又は新設に伴う配線等工事	(1) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの (2) インターネット, ケーブルテレビ等の接続工事 (3) 他の補助金, 助成金又は支給金を受ける工事 (4) 登録空家を除却し同敷地に新たに住宅等を建築する際の工事
	機器	機器の撤去又は取替え工事	

別表 2（要領第 4 条）

八千代市空家対策計画に定める重点地区	
八千代台東	1 丁目～ 6 丁目
八千代台南	1 丁目～ 3 丁目
八千代台西	1 丁目～ 1 0 丁目
八千代台北	1 丁目～ 1 7 丁目
大和田	全域
勝田台	1 丁目～ 7 丁目
大和田新田	全域
高津	全域

別表 3（要領第 7 条第 3 項第 2 号）

補助事業が完了した日からの経過年数	返還の割合
1 年未満	1 0 0 パーセント
1 年以上 2 年未満	9 0 パーセント
2 年以上 3 年未満	8 0 パーセント
3 年以上 4 年未満	7 0 パーセント
4 年以上 5 年未満	6 0 パーセント
5 年以上 6 年未満	5 0 パーセント
6 年以上 7 年未満	4 0 パーセント
7 年以上 8 年未満	3 0 パーセント
8 年以上 9 年未満	2 0 パーセント
9 年以上 1 0 年未満	1 0 パーセント

第1号様式（要領第6条）

八千代市空家リフォーム費補助金取下げ届出書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

届出者 氏 名

連絡先

年 月 日付けで提出した八千代市空家リフォーム費補助金交付申請を下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

1. 補助対象登録空家の所在地

八千代市

2. 取下げの理由